

社会福祉法人 浜山福社会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 内 容

目標：年次有給休暇の取得率を60%にする。

令和4年4月～ 利用実績を把握する

令和4年4月～ 取得率の向上を図るための業務の見直しを行う

令和4年4月～ 労働者の取得希望日を聞いた上で、年次有給休暇の計画付与を行う

目標：職業生活と家庭生活との両立を支援するため子の看護休暇制度の利用実績をアップする。

令和4年4月～ 制度の利用実績を把握する

令和4年4月～ 管理職を中心に制度に関する研修を実施する

令和4年5月～ 全職員に対して制度の周知を図る

令和4年5月～ 利用対象者の把握を行い、制度について個別に説明を実施する